

令和元年6月6日

高砂市病院事業管理者 大野 徹

### 高砂市民病院院内保育所運営業務委託プロポーザル応募要領

院内保育所運営業務委託の事業者を公募型プロポーザル方式により決定しますので、参加を希望される方は、次の要領により申込書類等を提出してください。

#### 1 件 名

院内保育所運営業務委託

#### 2 委託期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

#### 3 履行場所

高砂市民病院

高砂市荒井町紙町33番1号

#### 4 業務内容

仕様書のとおり

#### 5 参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 高砂市契約規則(平成7年高砂市規則第3号)第3条に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。
- (4) 高砂市の指名停止期間中でないこと。
- (5) この公告7に掲げる書類が提出できること。
- (6) 仕様書等の内容を熟知し、十分に理解した上で参加できること。
- (7) 平成21年4月1日から平成31年3月31日までに、保育施設の運営管理(受託による運営管理を含む。)を3年以上した実績を有すること。

#### 6 参加上の注意事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、高砂市契約規則、高砂市病院事業契約規程（昭和63年高砂市病院事業管理規程第17号）及びその他指示事項（以下これを「関係法令等」という。）を確認の上、参加してください。

なお、高砂市契約規則その他市の条例、規則等は、高砂市ホームページで閲覧できます。

## 7 参加申込み

(1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書類等」という。）を指定期日までに高砂市民病院事務局総務課財務係まで持参により提出してください。ただし、アからクまでの申込書類等は、封筒等に封入封かんし、提出してください。

ア プロポーザル参加申請書（1部／様式第1号・指定）

イ 会社案内・概要書（10部）

ウ 企画提案書（表紙1部／様式第2号・指定、10部／任意様式とする。詳細は、仕様書、審査票等に基づくこと。）

エ 直近3期分の決算報告書（財務諸表）（1部）。個人の場合は、確定（青色・白色）申告時の決算書又は収支内訳書（1部）

オ 関連業務実績表（表紙1部／様式第3号・指定、10部／任意様式とする。また、この公告の5(7)に該当するものを、可能な限り多く記載すること。）

カ 同種業務の契約の実績が分かる契約書等（写し）（1部／1施設分、契約金額は削除可とし、この公告の5(7)に該当するものを提出すること。）

キ 見積書（1部／様式第4号・指定）

ク 業務費内訳書（1部／様式第5号・指定）

ケ 高砂市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない者は、次表に掲げる書類を指定期日までに提出してください（当該書類は1部の提出で可）。

書 類	内 容	法人	個人
登記事項証明書	平成31年4月1日以後に証明されたもの	○	×
住民票抄本	住所、氏名及び生年月日が証明できるもの 平成31年4月1日以後に証明されたもの	×	○
代表者身分 (身元) 証明書	代表者の本籍地で証明されたもの 平成31年4月1日以後に証明されたもの	×	○
納税証明書	国税の納税証明書 ※所轄の税務署発行のもの（電子納税証明書は不可）	×	○
	個人の場合は、申請代表者名義のもの。様式「その3の2」 令和元年6月1日以後に証明されたもの 法人の場合は、申請法人名義のもの。様式「その3の3」 令和元年6月1日以後に証明されたもの	○	×

	市税完納証明書 ※高砂市発行のもの	市内に本店がある場合（本店分） 又は市内の支店等に権限を委任している場合（本店、支店等分） 個人の場合は、申請代表者名義のもの、法人の場合は申請法人名義のもの 令和元年6月1日以後に証明されたもの	△	△
委任状	支店等が申込みをする場合 委任者は本店とし、受任者は支店等とすること。 内容：見積り、契約締結、保証金の納付、契約履行、契約代金の請求及び受領等 ※ 委任期間は、申込日以前から令和5年4月30日まで		△	△

- ：提出を必要とするもの  
×：提出を必要としないもの  
△：該当する場合のみ提出を必要とするもの

- (2) (1)の提出期限は、令和元年6月28日（金）15時までとします。事故等により申込書類等が到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。
- (3) 提出した申込書類等は、引換え、書換え、撤回等を行うことはできません。
- (4) 参加希望者は、仕様書等に関する質問の有無にかかわらず、必ず質問に対する回答を高砂市民病院ホームページで確認した後、申込書類等を提出してください。
- (5) 仕様書、指定様式等は、高砂市民病院ホームページからダウンロードしてください。

## 8 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、次の期間内に、ファクシミリにより高砂市民病院総務課管理係公募型プロポーザル方式契約担当者へ仕様書等に関する質問書（様式第6号・指定）を提出してください。

令和元年6月19日（水）から同月21日（金）13時まで

FAX：079-442-5472

- (2) 質問に対する回答

令和元年6月25日（火）12時から高砂市民病院ホームページで公表します。

回答は、この公告、仕様書その他関係資料の追加及び修正とみなします。

## 9 選定方法

- (1) 書類選考の実施

申込書類等（一部を除く。）に基づき、院内保育所運營業務委託業務者選定委員会（以下

「選定委員会」という。)による書類選考を実施します。

書類選考による結果は、令和元年7月4日(木)までに文書で発送します。

書類選考の結果、提案説明をしていただく参加者には、当該文書の中で提案説明の時間帯を通知します。

(2) 提案説明の実施

ア 日時 令和元年7月11日(木) 予定

イ 場所 高砂市民病院

高砂市荒井町紙町33番1号

(3) 受注予定者の決定

選定委員会の評価に基づき、受注予定者を選定し、当該受注予定者と仕様の詳細等を協議して決定に至れば、受注者として選定します。当該受注予定者と決定に至らない場合は、決定に至る者が生じるまで、評価の高い者から順に協議を行います。

なお、評価の高い者とは、提出された申込書類等の内容(一部を除く。)、仕様書に掲げる業務内容の事項等に点数を配した院内保育所運営業務受注者選定審査票により評価し、合計でより多くの点数を得た者の順とします。

10 参加申込みの無効

次に該当する申込みは、無効とします。

- (1) この公告で指定する必着期間(時間)以外に高砂市民病院事務局総務課財務係に到着したものの
- (2) 申込書類等に不備があるもの

11 公募型プロポーザル方式の停止、中止及び取消し

緊急やむを得ない理由等により、公募型プロポーザル方式を実施することができないと認めるときは、公募型プロポーザル方式を停止し、中止し、又は取り消すことがあります。この場合において、公募型プロポーザル方式に要した費用を高砂市に請求することはできません。

12 公募型プロポーザル方式の結果及び契約について

受注者を決定したときは、直ちにその旨を当該者に通知するとともに、契約手続について説明を行います。通知を受けた者は、契約手続について担当職員の指示に従ってください。

13 異議の申立て

参加者は、公募型プロポーザル方式の実施後、この公告及び関係法令等の公募型プロポーザル方式に係る条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

14 契約約款

高砂市が定めた業務委託契約約款とします。

15 契約保証金

見積書に記載の金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（以下「契約金額」という。）が500万円以上の場合、有（金額は、契約金額の10分の1以上とし、履行保証保険によるものとする。）

期間は、契約締結日から令和5年3月31日までとします。

16 支払条件

完成払（翌月払）とします。

17 予算額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

92,064,000 円

内訳（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和元年度 0 円

令和2年度 30,692,000 円

令和3年度 30,689,000 円

令和4年度 30,683,000 円

※消費税及び地方消費税相当額は、10%で計算をしています。

18 審査項目

院内保育所運營業務受注者選定審査票のとおりとします。

19 その他留意事項

(1) 費用の負担

参加に関し必要な費用は、参加者の負担とします。

(2) 著作権

参加者が提出する書類の著作権は、参加者に帰属します。ただし、高砂市は、必要がある場合は、参加者の承諾を得て提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合があります。

(3) 提出書類の取扱い

提出された書類は、字句の誤り以外は変更できません。また、同一申請者が2以上の提案をすることはできません。

なお、提出された書類は、一切返却いたしません。

(4) 提案に関して使用する言語等

日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

(5) 高砂市提示資料の取扱い

高砂市が提示する資料は、提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

(6) 参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当した場合

イ 契約締結までに高砂市の指名停止を受けた場合

- ウ 契約締結までに会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている場合又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている場合
- エ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- オ 指定日時に提案説明がされなかった場合
- カ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

<問合せ先>

高砂市民病院事務局総務課財務係（2階事務所）

所在地 : 〒 676-8585

兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号

電話番号 : 079-442-3981（内線5270）

FAX : 079-442-5472